

IAEAの枠組みで実施した海域モニタリング 資料2-2(別紙)

ILC2025及び第5回目の追加的モニタリング

IAEAの枠組みの下での国際分析機関間比較(ILC2025 ※1F事故に係る海域モニタリングを対象としたILC及びALPS処理水に係る海域モニタリングを対象としたILC)及び追加的モニタリングとして、海洋環境試料の採取等を実施

<試料採取等の日程及び概要>

1. ILC2025:

- ・令和7年9月2日(火)～12日(金)
- ・1F近傍の海水、海底土、水生生物及び水産物の試料採取並びに試料の前処理
- ・国外参加分析機関: IAEA、韓国、スイス及びフランス

2. 追加的モニタリング:

- ・令和7年9月9日(火)～10日(水)
- ・1F近傍の海水の採水、水産物の選定
- ・国外参加分析機関: IAEA、韓国、スイス、中国、ニュージーランド及びロシア

第2回目追加的モニタリングに関する報告書の公開



報告書リンク先

https://www.iaea.org/sites/default/files/iaea_comprehensive_alps_report.pdf

- 令和7年2月19日に実施した第2回目の追加的モニタリング(海水採水採取)の報告書をIAEAは令和7年10月6日に公表した。
- 本報告書において、IAEAは、各参加分析機関から報告された結果はALPS処理水の海洋放出が人や環境に対して与える放射線影響は無視できるとした令和5年7月のIAEA包括報告書の結論と整合していると述べている。